一戸町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第2期）

（2021 年 3 月策定／概要版）

1．計画策定の背景

計画策定の趣旨

地域福祉を推進するにあたっては、その理念や仕組みを指し示す地域福祉計画と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画が、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開することが重要です。

本町においては、地域福祉推進の効果を上げるため、町が策定する地域福祉計画と一体的に策定しています。また、住民の権利を護るための成年後見制度利用基本計画も今回策定しています。

本計画の期間は、2021（令和3）年度から 2025（令和7）年度までの5か年とします。

地域福祉を取り巻く課題

（1）地域活動の促進

地域活動を展開している団体に対しては、各種助成金を交付していますが、助成先が固定化している状況にあります。また、高齢化やリーダーの人材不足等で地区によって活動に格差がみられます。更に、サロン活動等へ参加する移動手段の確保も課題となっています。

また、活動団体と町との連携についても今後の課題となっています。

（2）住民参加の促進

サロン活動や地域保健福祉活動等へＮＰＯ法人スタッフを派遣し、健康づくりに関する指導や家庭で行える対応について指導しました。一方、老人クラブ活動については、会員数の減少と高齢化により活動の継続が困難になっています。また、シルバー人材センターの会員の確保が課題となっています。加えて、住民参加の重要な機能を持つボランティアセンターの在り方について検討することが求められます。

（3）意識啓発・人材育成

町では、住民主体によるサービスの立ち上げに向けた養成講座、認知症サポーター養成講座、介護職員初任者研修等を行い、地域福祉を担う人材の育成に取り組んでいます。一方で、Ｉターン、Ｕターン者を対象とした人材確保には課題が残る等、介護職員に加え、介護支援専門員の確保が困難となっています。また、高齢化により、様々な活動の継続が難しい地域もあり、人材確保も課題となっています。

意識啓発の部分では、地域住民の意識調査・分析から新しいサービスを構築する仕組みの創出が課題となっています。

（4）身近な相談支援の充実

障がいのある住民の地域生活の支援に取り組む地域自立支援協議会へ地域包括支援センターの職員が参加する等、障害・高齢各分野の支援者・機関の交流を図っています。併せて、市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されることを目的とし、広域で情報交換を行う等連携強化を図っています。

しかし、各種相談窓口の周知は十分ではなく、また、国が進める重層的支援体制整備に向けた取組みについて今後の課題となっています。併せて、生活困窮者自立支援事業については、更なる充実が求められます。

（5）権利擁護の推進

広域で連携し、ＮＰＯ法人カシオペア権利擁護支援センターへ成年後見制度の利用促進を図る中核機関を委託しています。

しかし、市民後見人の受任実績は増えていますが、専門職の担い手不足が慢性的な課題となっています。これらの解消に向けては、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

2．計画の理念と方針

基本理念

誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり

（1）安心・安全な暮らしを支える環境づくり

ア　ネットワークの推進

（ア）地域福祉推進のための連携・協力体制の強化【町】

- 一戸町高齢者等見守り体制の強化
- 一戸町在宅医療推進会議の活動継続と住民への普及啓発活動
- 一戸町地域包括ケア会議の運営
- 一戸町自立支援型地域ケア会議
- 二戸地域自立支援協議会の活動継続

（イ）地域福祉力強化のための連携・協働【町社協】

- 一戸町地域包括ケア会議への参加
- 二戸地域自立支援協議会相談支援部会への参加
- 認知症初期集中支援チームの運営と定例チーム会議の開催（新規）

イ　地域で支える仕組みづくり

（ア）地域包括ケアシステムの構築【町】

- 一戸町地域包括ケアシステム検討委員会
- 訪問助け合い活動ボランティアの養成・活動支援とボ　　ランティア事務局機能の充実
- 地域支えあいマップの普及
- 災害時要援護者支援のしくみづくり
- 在宅生活を支える福祉サービスの強化
- 地域における子育て環境づくりに向けた意識啓発

（イ）在宅・地域福祉サービスの充実【町社協】

- 地域包括ケアシステム検討委員会開催
- 「地域支えあいマップづくり」モデル地区推進（新規）
- 訪問助け合いボランティア養成活動支援
- 高齢者等ＳＯＳネットワークの設置、拡充
- 住民のニーズ把握、意識調査の実施
- 一戸町社協指定居宅介護支援事業所の運営
- 要援護高齢者世帯などの調査
- 援護活動の促進（災害見舞金交付、歳末助け合い運動）

（2）地域福祉を担う人づくり・地域づくり

ア　地域活動の促進

（ア）地域福祉活動の充実【町】

- 町内会、公民館等による介護予防教室・ふれあいサロンの普及・活動支援
- サロン機能の強化（地域課題の共有と解決へ向けた協議等の機能）
- 認知症カフェの活動継続
- 町内企業等へ認知症カフェ、サロン等への協力要請
- シルバーリハビリ指導者の養成と活動支援
- 老人クラブ活動の支援・活性化

（イ）地域福祉活動推進団体支援【町社協】

- ゆいっこ活動助成事業

・ふれあい・いきいきサロン事業への支援
・オレンジカフェさくらの会への協力、多世代交流カフェまるっとの企画運営
・「地域支えあいマップづくり」モデル地区推進（再掲）（新規）
・家族介護者交流会開催

イ　住民参加の促進

（ア）生きがいづくりと社会参加の促進【町】
・ボランティア活動、地域活動へ積極的に参加できる環境づくり
・一戸町ボランティアセンターの活動支援
・ＮＰＯ法人と連携した文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
・老人クラブ活動支援・活性化（再掲）
・シルバー人材センターの活動充実

（イ）地域交流の場づくり支援及びボランティア活動推進体制強化【町社協】
・一戸町ボランティアセンターの機能強化
・一戸町子供会連合会への助成
・一戸町いきいきシルバースポーツ大会の開催

ウ　意識啓発・人材育成

（ア）地域ボランティア社会の形成【町】
・認知症サポーターの養成・活動支援
・福祉教育の普及
・生活支援コーディネーターの機能強化
・認知症地域支援推進員の活動充実
・町内企業等へ認知症カフェ、サロン等への協力要請（再掲）
・訪問助け合い活動ボランティアの養成・活動支援とボランティア事務局機能の充実（再掲）
・介護職員等確保対策協議会による人材確保の取り組み

（イ）地域づくり・人づくり活動支援【町社協】
・ふれあい体験学習の開催
・福祉教育推進事業（キャップハンディ体験など）
・訪問助け合いボランティア養成活動支援（再掲）
・認知症サポーター養成とチームオレンジの立上げ（新規）
・生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員との連携強化と資質向上

（３）福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

ア　福祉サービスの普及啓発

（ア）地域資源の周知【町】
・広報活動の充実
・福祉サービスパンフレットの作成
・地域の教室での普及啓発
・認知症ケアパスの作成と活用
・認知症セミナー開催

（イ）社協活動、地域福祉活動の広報・啓発【町社協】
・広報誌「ゆいっこ」の発行
・ホームページの管理
・普及啓発イベントの企画（認知症セミナー等）
・ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した見守りネットワークサービスの拡充
・福祉有償運送サービス（外出支援サービス）の実施
・宅配食事サービスの実施
・高齢者生きがい通所事業（高齢者いきいきサービス）の実施
・乳児用チャイルドシートの無料貸与
・小学生新入学祝い品の贈呈

イ　身近な相談支援の充実

（ア）総合相談機能の強化【町】

- 相談支援体制の構築（新規）
- 子育て世代包括支援センターの運営
- 近隣市町村と共同による地域生活支援拠点等の整備（新規）
- 近隣市町村と共同による基幹相談支援センターの設置と機能強化
- 重層的支援体制整備に向けた検討（新規）
- 民生児童委員、障がい者相談員との連携による相談支援体制の強化
- 移行推進連絡会議による包括的継続的相談支援体制の強化

（イ）相談支援体制の充実【町社協】

- ふれあい総合相談所の開設
- 緊急専門電話による関係機関との連絡調整
- 要援護高齢者世帯などの調査
- 民生委員・児童委員の活動への支援
- 援護活動の促進（災害見舞金交付、歳末助け合い運動）
- 生活困窮者自立支援事業への協力
- 低利貸し付け事業の実施（生活福祉資金、助け合い金庫）

ウ　権利擁護の推進

（ア）成年後見制度の推進と相談支援体制の強化【町】

- 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の推進（新規）
- 中核機関の機能強化
- カシオペア権利擁護支援センターの協力による福祉、保健、医療、司法等の連携強化
- 市民後見人の活動支援（フォローアップ）
- 法人後見を担う団体への取り組み要請及び支援

（イ）生活困難者等の生活支援体制の強化【町社協】

- 成年後見制度に関する相談の受付
- 日常生活自立支援事業（あんしんねっと）
- 権利擁護ネットワーク会議への参加
- 障がい者不利益取り扱い相談窓口の設置
- 法人後見事業の実施（新規）

重点的な取り組み

（1）地域で支える仕組みづくり

公助	行政が取り組むこと	・一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の効果的な運営に努めます。
共助	社会福祉協議会が取り組むこと	・訪問助け合い活動ボランティアの養成・活動支援とボランティア事務局機能の充実に努めます。 ・「地域支えあいマップづくり」モデル地区を指定し、住民の支え合いの仕組みづくりを推進します。 ・高齢者等ＳＯＳネットワークを設置し、その拡充を図ります。 ・住民のニーズ把握、意識調査の実施
	サービス提供事業者が取り組むこと	・在宅生活を支える福祉サービスを提供し、さらにその強化に努めます。
互助	地域組織・町内会・ＮＰＯが取り組むこと	・子育てサークルに参画し、気軽に相談できる仲間づくりやネットワークづくりに努めます。 ・シルバー人材センターにおける活動の充実を図ります。
自助	住民が取り組むこと	・訪問助け合いボランティア養成活動に積極的に参加します。 ・要援護高齢者世帯などの調査に協力します。

（2）地域活動の促進

公助	行政が取り組むこと	・認知症カフェの活動継続に取り組みます。
共助	社会福祉協議会が取り組むこと	・地域活動を展開している団体に対して「ゆいっこ活動助成金」や「いきいきサロン助成金」などを交付し支援します。 ・各地区で行われているふれあい・いきいきサロン事業を支援します。 ・認知症について本人や家族、専門家が集って語り合うオレンジカフェさくらの会の運営に協力し、また、多世代交流カフェまるっとの企画運営に取り組みます。
	サービス提供事業者が取り組むこと	・介護・福祉サービスの利用者や家族にふれあいいきいきサロンやオレンジカフェ等について周知します。
互助	地域組織・町内会・ＮＰＯが取り組むこと	・民生委員・児童委員等と協力して利用者や家族にふれあいいきいきサロンやオレンジカフェ等について周知します。
自助	住民が取り組むこと	・ふれあいいきいきサロンや町地域保健福祉活動支援事業に積極的に参加します。

（3）意識啓発・人材育成

公助	行政が取り組むこと	・学校や企業の協力を得ながら認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 ・介護の担い手を育成するため、介護職員等確保対策協議会により人材確保に積極的に取り組みます。
共助	社会福祉協議会が取り組むこと	・認知症サポーター養成講座に協力するとともに、認知症サポーターが認知症の人やその家族への支援を行う仕組みとしてチームオレンジの構築に取り組みます。 ・地域の困りごとを解決するために活動する生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員との連携強化と資質向上に取り組みます。
	サービス提供事業者が取り組むこと	・介護職員の確保及び研修に積極的に取り組みます。
互助	地域組織・町内会・ＮＰＯが取り組むこと	・町や町社協と連携しながら地域単位で認知症等について学ぶ機会をつくります。
自助	住民が取り組むこと	・意識調査に協力するとともに、認知症サポーター養成講座へ積極的に参加します。

（4）身近な相談支援の充実

公助	行政が取り組むこと	・子育て世代包括支援センターを運営し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対して必要な情報提供・助言・保健指導を行います。 ・近隣市町村と連携し、障がい者やその家族等からの緊急的な支援要請に対応するための地域生活支援拠点や、総合相談を担う基幹相談支援センターの機能充実を図ります。 ・総合的な相談支援を進めるため、重層的支援体制整備に向けて検討します。
共助	社会福祉協議会が取り組むこと	・地域住民からの相談に対応するためのふれあい総合相談所を開設します。 ・民生委員・児童委員の活動へ積極的に支援します。
	サービス提供事業者が取り組むこと	・支援を要する住民の早期発見に努め、必要な住民等に対して町や町社協が設置する相談窓口の利用を促します。
互助	地域組織・町内会・ＮＰＯが取り組むこと	・地域における見守り活動等を通じて支援を要する住民の早期発見に努め、町や町社協が設置する相談窓口の利用を促します。
自助	住民が取り組むこと	・町や町社協が設置する相談機関を知り、積極的に活用します。

（5）権利擁護の推進

公助	行政が取り組むこと	・成年後見制度利用促進基本計画に基づき、判断能力が十分でない住民等に対して支援する施策の推進に努めます。 ・成年後見制度の適正な利用促進に向け、中核機関の機能強化に取り組みます。 ・社会福祉法人等に対し法人後見について取り組むよう要請するとともに、その体制整備に向けて積極的に支援します。
共助	社会福祉協議会が取り組むこと	・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な住民が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業（あんしんねっと）に取り組み、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用等について援助します。 ・町社協として法人後見事業を実施します。
	サービス提供事業者が取り組むこと	・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要な利用者に対して円滑に利用できるように支援します。
互助	地域組織・町内会・ＮＰＯが取り組むこと	・地域等における見守り活動を通じて支援が必要な住民を早期に発見し、町や町社協の相談窓口を紹介します。
自助	住民が取り組むこと	・生活上の困りごとについて積極的に町や町社協の相談窓口に相談します。

3．計画の推進方策

1．マネジメントのあり方（計画の進捗管理）

本計画では、ＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、毎年度のローリングの実施により、住民満足度や成果などが得られない事業は、積極的に再構築を図ります。

計画の進行管理については、他の個別計画における進行管理と連携するとともに、段階的に一戸町地域包括ケアシステム検討委員会による一体的な管理体制の構築を図ります。

2．推進体制等

本計画の推進にあたっては、関連する個別計画との連携と、町、町社協、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者などが役割を分担し、関わりを持ちながら連携して推進することが重要となります。

4．一戸町成年後見制度利用促進基本計画

基本理念

権利擁護が必要な人の意思決定を支援して、その人らしい生活が守られる地域づくり

基本方針

住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるまちづくり

基本目標

（1）成年後見制度の普及促進

ア　成年後見制度の広報・啓発
イ　市民後見人の養成及び活動支援

（2）成年後見制度の利用支援

ア　成年後見制度利用支援事業

（3）中核機関による支援の充実

ア　中核機関の設置と運営支援
イ　中核機関の機能強化

（4）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ア　地域連携ネットワークの役割整理
イ　地域連携ネットワークの基本的仕組みづくり

◎庁内連携の強化

権　利　擁　護　相　談　支　援　体　制

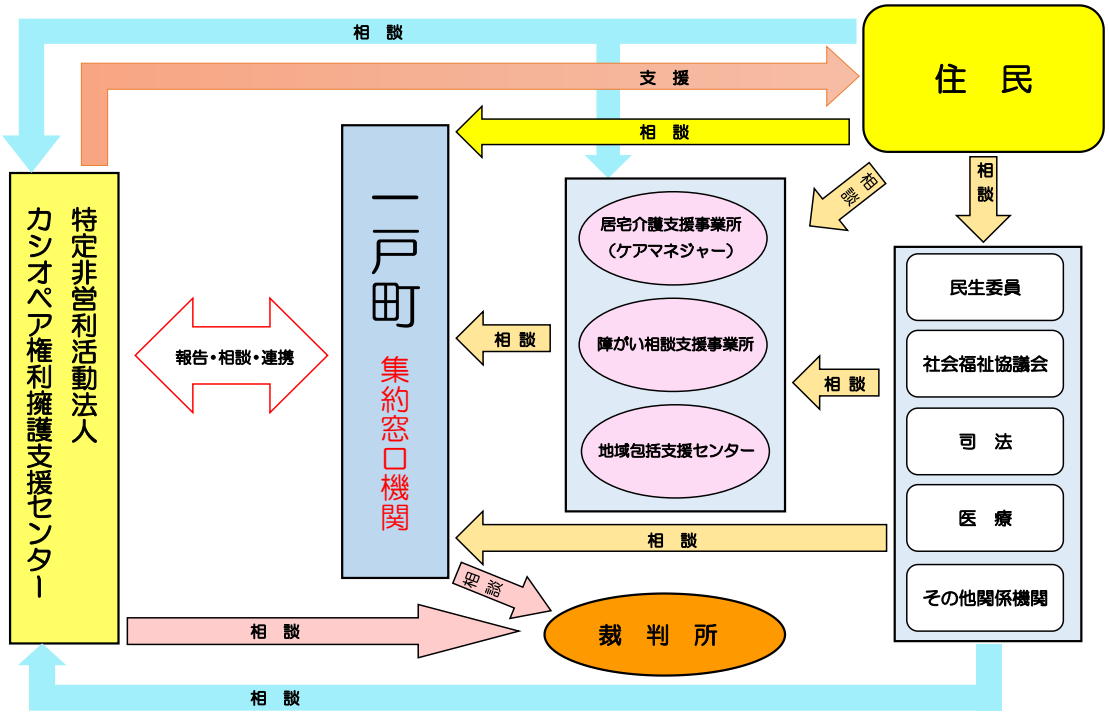

5．一戸町地域福祉活動計画

基本理念

誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり

基本方針	基本目標
基本方針（1） 安心・安全な暮らしを支える環境づくり	1－1．ネットワークづくりの推進 ・一戸町地域包括ケア会議への参加 ・二戸地域障害者自立支援協議会相談支援部会への参加 ・認知症初期集中支援チームの運営と定例チーム会議の開催（新規） 1－2．地域で支える仕組みづくり ・地域包括ケアシステム検討委員会の開催 ・「地域支えあいマップづくり」モデル地区の推進（新規） ・訪問助け合いボランティア養成及び活動支援 ・高齢者等ＳＯＳネットワークの設置及び拡充 ・住民のニーズ把握、意識調査の実施
基本方針（2） 地域福祉を担う人づくり・地域づくり	2－1．地域活動の促進 ・ふれあい・いきいきサロン事業への支援 ・オレンジカフェさくらの会への協力および多世代交流カフェまるっとの企画・運営 ・家族介護者交流会の開催 2－2．住民参加の促進 ・一戸町ボランティアセンターの機能強化 ・一戸町子供会連合会への助成 ・一戸町いきいきシルバースポーツ大会の開催 2－3．意識啓発・人材育成 ・ふれあい体験学習の開催 ・福祉教育推進事業（キャップハンディ体験など）の実施 ・認知症サポーター養成とチームオレンジの立上げ（新規） ・生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員との連携強化と資質向上
基本方針（3） 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	3－1．福祉サービスの普及啓発 ・広報誌「ゆいっこ」の発行 ・ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した見守りネットワークサービスの拡充 ・認知症ケアパスの策定 ・認知症セミナーの開催 3－2．身近な相談支援の充実 ・ふれあい総合相談所の開設 ・民生委員・児童委員の活動への支援 ・生活困窮者自立支援事業への協力 3－3．権利擁護の推進 ・成年後見制度に関する相談の受付 ・日常生活自立支援事業（あんしんねっと）の実施 ・権利擁護ネットワーク会議への参加 ・法人後見事業の実施（新規）